

# 宍粟市住まいの耐震改修事業

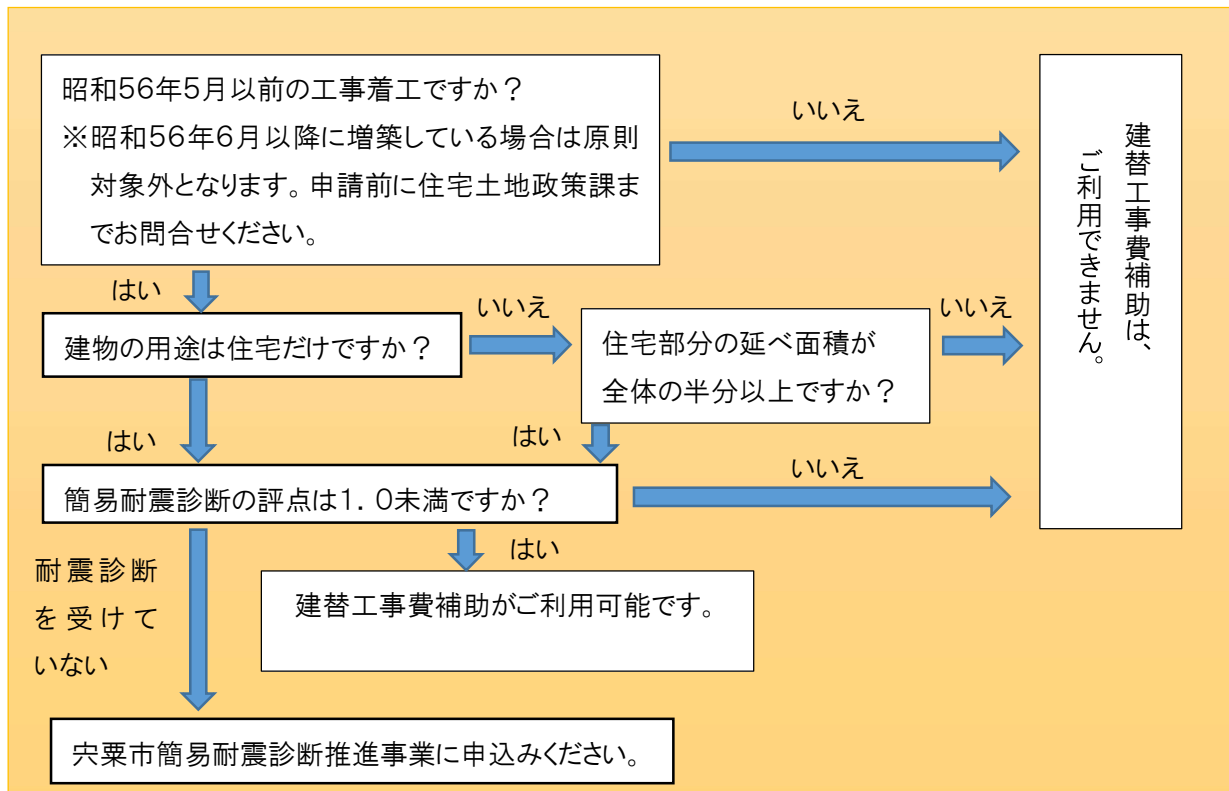
(建替工事費補助)

## 1 建替工事について

大地震で倒壊する危険性が高い住宅の建替に要する費用の一部を補助します。

※既に解体工事を契約・開始・完了した場合や、耐震診断の内容が十分な場合は、補助の対象となりません。

## 2 対象となる住宅：下図でご確認ください。



## 3 補足条件

### ○除却する建物について

- ・対象となる方が居住しているもの

### ○新たに建築する戸建て住宅について

- ・現地建替えるもの
- ・対象となる方が居住しているもの

・建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成 28 年経済産業省・国土交通省令第1号)第1条第1項第2号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していること

### ○対象となる方(申請者)

- ・対象となる住宅の所有者又はその2親等以内の親族
- ・所得が1,200万円以下の方

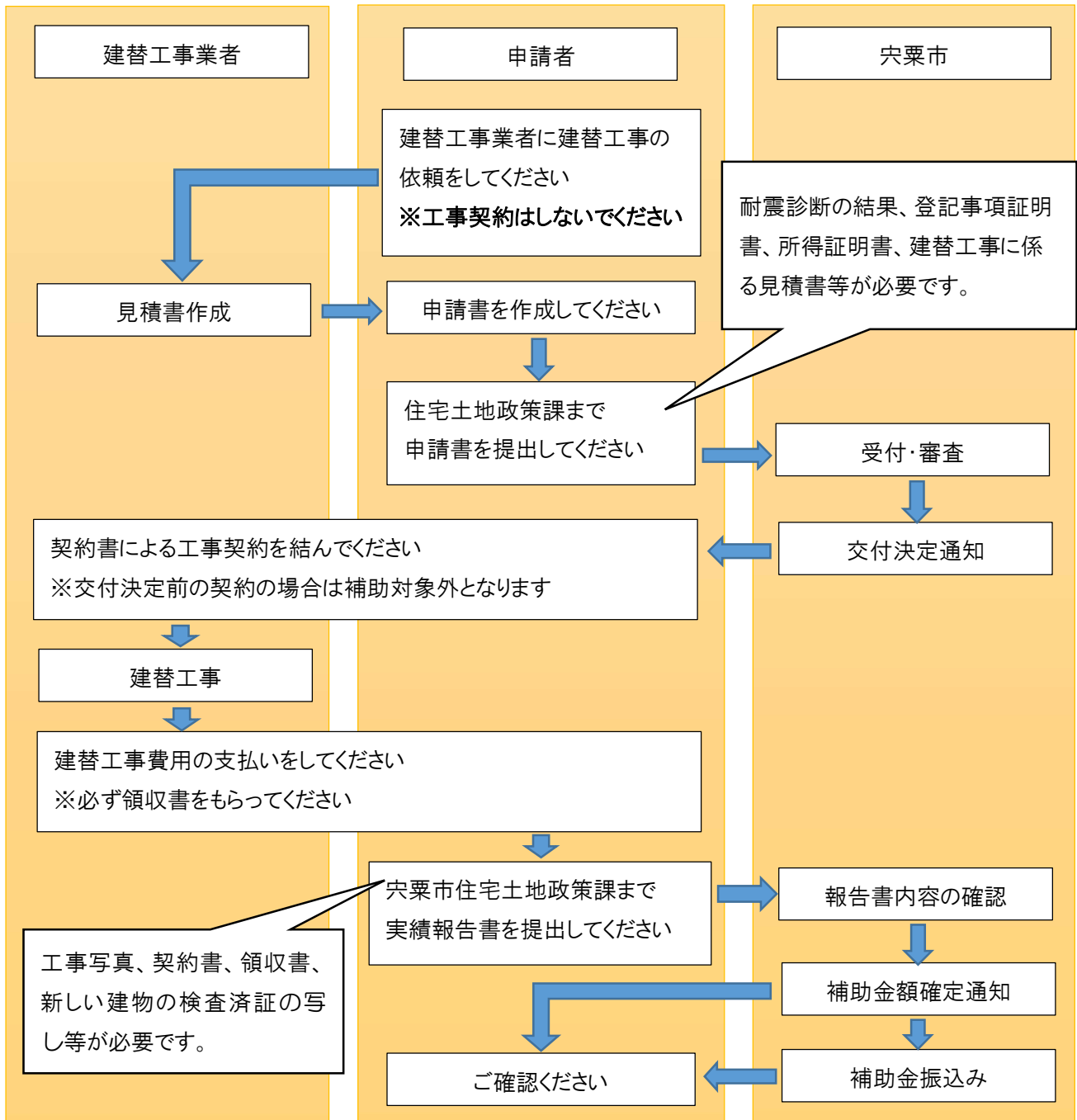
#### 4 補助金額：下記のとおり

○宍粟市補助金：115万円(定額)

#### 5 申し込みについて

○提出先は市役所2階 住宅土地政策課です。

○手続きの流れ



#### 6 お申込み窓口・お問合せ先

宍粟市 建設部 住宅土地政策課 住宅政策係 担当

〒671-2593 宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6 TEL:0790-63-3106 FAX:0790-62-9939